

令和6年6月28日

令和6年第2回神奈川県議会定例会

建設・企業常任委員会報告資料

県土整備局

目 次

ページ

I	第8回線引き見直しについて	1
II	神奈川版ライドシェアの実施状況について	5
III	真鶴港の指定管理者の選定手続の再開について	7
IV	盛土規制法の運用開始に伴う取組について	9

I 第8回線引き見直しについて

1 線引き制度の概要

線引き制度は、都市計画の根幹をなすもので、概ね10年後の将来人口予測のもと、都市計画区域について、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」※(以下「整開保」という。)などを定めるとともに、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域に区分する(以下「区域区分」という。)ものである。

本県では、昭和45年に当初線引きを行い、平成28年までに7回の線引き見直しを行っている。

※ 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」とは、都市計画の目標、区域区分の有無、区域区分の方針及び主要な都市計画(土地利用、道路や公園等の都市施設の整備、自然的環境の整備又は保全など)の決定の方針を定めるものである。

2 第8回線引き見直しに向けた取組

(1) これまでの経緯

令和4年12月 第8回線引き見直しに向け、県の基本的な考え方や見直しの基準を示した「基本的基準」※について、建設・企業常任委員会へ報告した後、市町へ通知

令和5年9月 第8回線引き見直しの目標年次における人口と産業に関する推計値を市町へ周知

※ 基本的基準の概要

- ・見直しの目標年次は、2035(令和17)年とする。
- ・重点的な取組
 - ① 集約型都市構造の実現に向けた都市づくり
 - ② 災害からいのちと暮らしを守る都市づくり
 - ③ 地域の個性や魅力を生かした活力ある都市づくり
 - ④ 循環型、脱炭素型、自然共生型の都市づくり
 - ⑤ 広域的な視点を踏まえた都市づくり

(2) 取組状況

基本的基準策定後、市町とのヒアリングを約130回実施し、将来のまちづくりの意向などをしっかりと把握した上で、庁内関係部局や国との事前調整を行い、県素案(案)をとりまとめた。

3 県素案(案)の概要

(1) 整開保

整開保は、都市計画の基本的な方針を定めるものであることから、今回の線引き見直しにおける重点的な取組を反映させるとともに、市町が策定した都市計画に関する市町マスタープランと記載内容の整合を図った。

(2) 区域区分

ア 区域区分の変更

今回の線引き見直しと同時に市街化調整区域から市街化区域に編入する地区(即時編入)は、41箇所、合計約2.6haとした。

また、山林等の自然的環境の残された区域や災害レッドゾーンで、将来的に都市的土地利用を行う見通しが無い区域など、市街化区域から市街化調整区域に編入する地区(逆線引き)は、37箇所、合計約3.3haとした。

以上の変更により、指定都市を除く県内の市街化区域の面積は、約41,267haとなる。

イ 保留区域*の設定

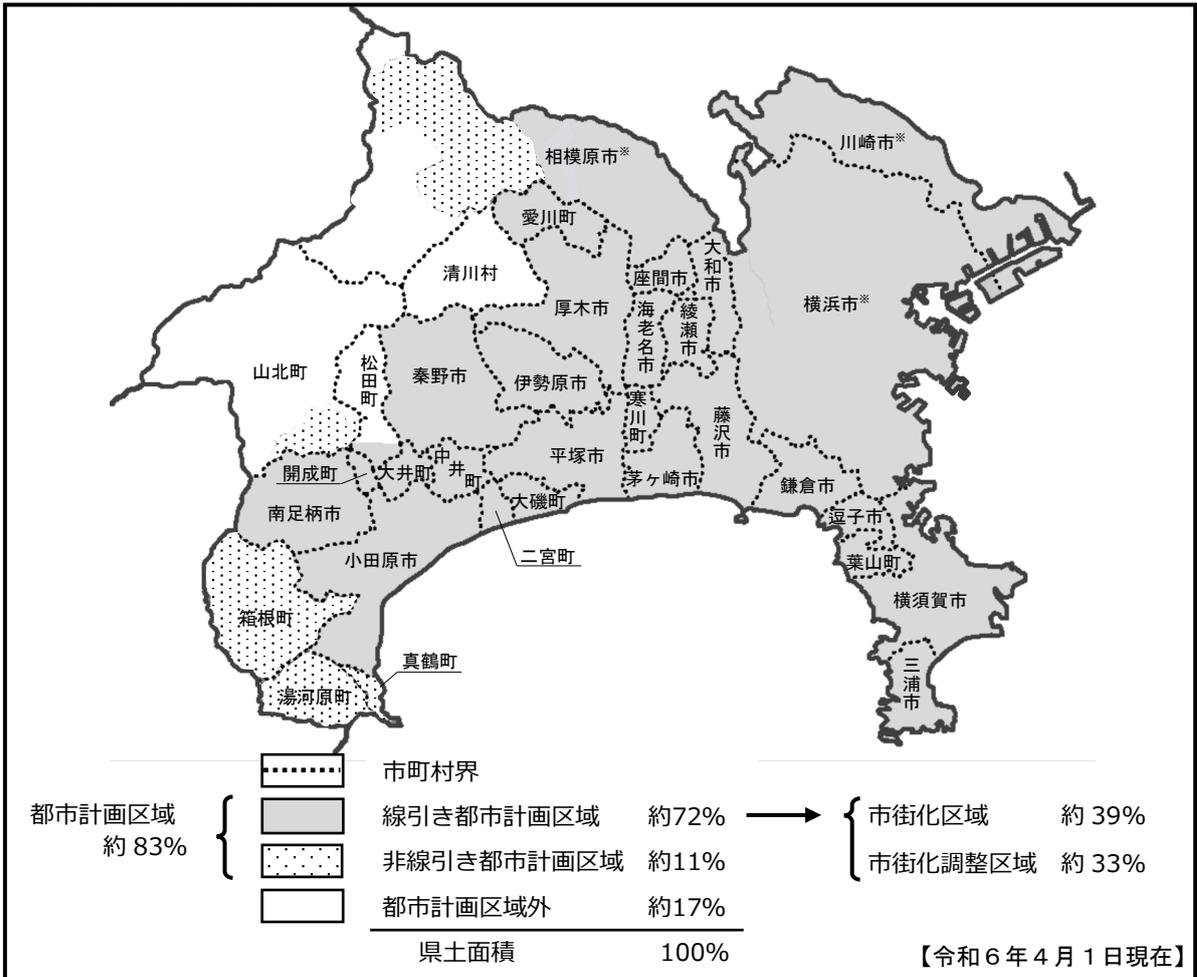
今回の線引き見直しでは、市街化区域への編入を保留し、将来、新たなまちづくりを検討する地区を19箇所(住居系6箇所、産業系12箇所、複合系1箇所)設定した。

※ 「保留区域」とは、目標年次における人口及び産業の見通しに基づき、必要とされる市街化区域の一部を保留し、計画的な市街地整備の実施の見通しが明らかになった段階で、市街化調整区域から市街化区域へ編入する区域をいう。

4 今後の予定

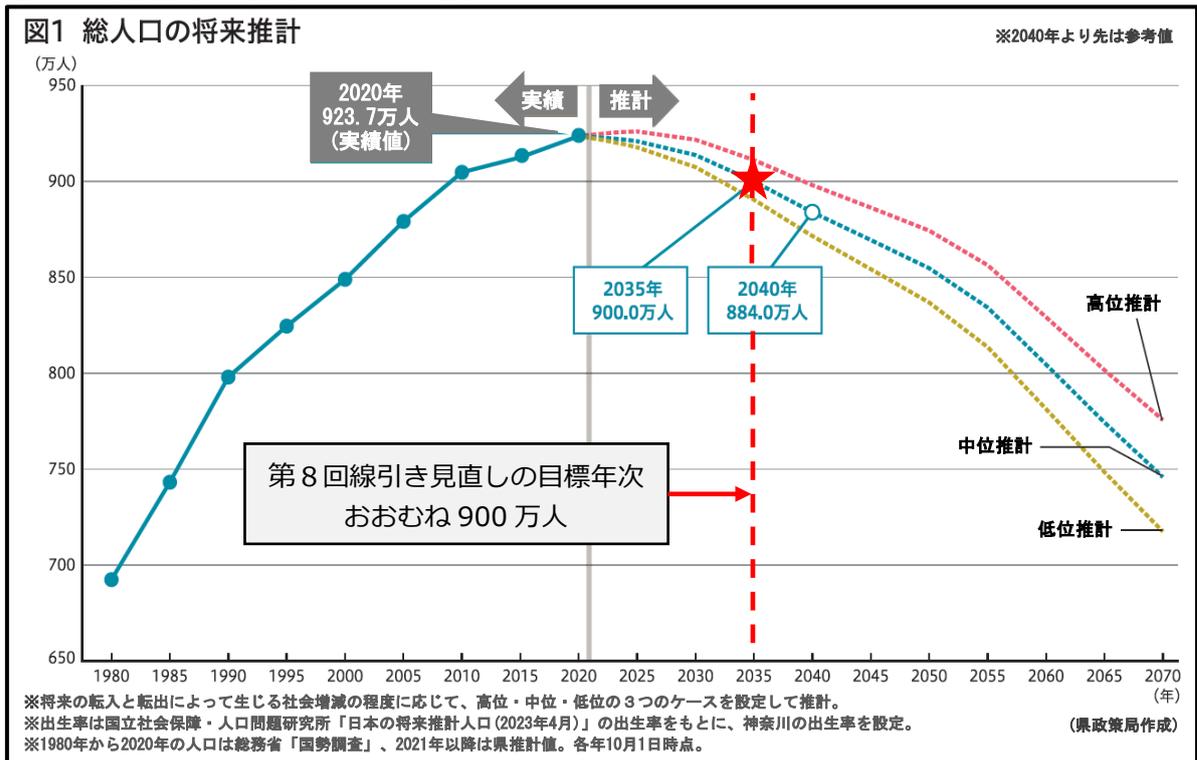
令和6年9月	県素案の閲覧
令和6年10月～11月	都市計画公聴会の開催
令和7年	県案の縦覧、都市計画審議会、告示

○ 神奈川県都市計画区域



※ 指定都市（横浜市・川崎市・相模原市）は各市で線引き見直しを実施。

○ 神奈川県総人口の将来推計



(新かながわランドデザイン基本構想P48図1に都市計画課加筆)

II 神奈川県ライドシェアの実施状況について

1 これまでの経緯

県は、三浦市域における夜間のタクシー不足に対応するため、国、県、三浦市、タクシー会社等で構成する「神奈川県ライドシェア検討会議」を令和5年10月に設置し、検討を進め、三浦市を実施主体とする実証実験を令和6年4月17日から行っている。

(実証実験の概要)

項目	内容
実施主体	三浦市
根拠法令	道路運送法第78条第2号(自家用有償旅客運送)
協力事業者	有限会社いづみタクシー 京急三崎タクシー株式会社
保険	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と契約
出発地、時間帯	三浦市内、19時から25時
利用者	制限なし(「GO」アプリへの登録が必要)
ドライバー及び車両	三浦市在住者及び在勤者の自家用車 (タクシー会社が安全教育やドライブレコーダーなどの車両設備等の安全管理を実施)
料金	タクシーと同額(アプリ内での事前決済)
実施期間	令和6年4月17日から12月16日までの8か月

2 利用実績等

(1) 利用実績(4月17日から6月25日までの70日間)

項目	内容
ドライバー数	14名
稼働台数	156台(1日平均2.2台)
利用実績	196回(1日平均2.8回)
事故・トラブル	0件
主な乗車地、目的地	乗車地 三崎港周辺 目的地 三崎口駅周辺

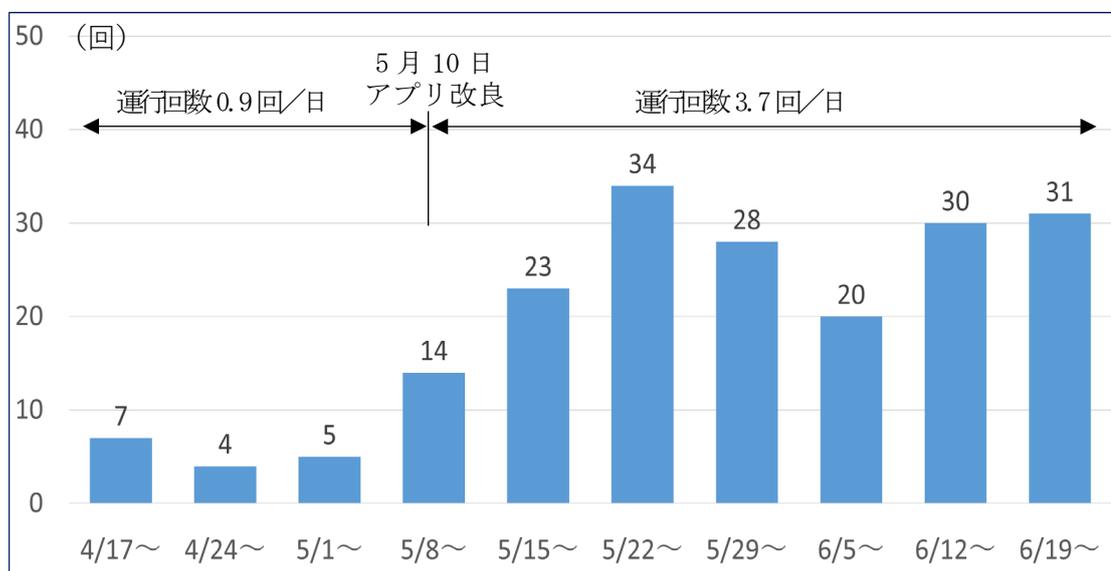
(2) 周知方法等

実証実験の概要について、鉄道駅や病院等へのチラシの配架、県のたより、県ホームページ・SNSへの掲載、テレビ・ラジオ等により周知した。

また、ライドシェアの利用には、予めアプリ上で、目的地を入力し、キャッシュレス決済を行う必要がある。そこで、近くにライドシェアがいる時は、これらの操作を必須とするアプリの改良を5月10日に行った。

さらに、こうしたアプリの利用方法について、チラシや動画の作成、飲食店への説明会を開催しており、利用実績が増加している。

(利用実績の推移)



3 今後の進め方

三浦市やタクシー会社、アプリ会社等の関係者とともに、ライドシェアの利用実績や既存のタクシーへの影響、運用面での課題の検証を行い、本格実施につなげていく。

Ⅲ 真鶴港の指定管理者の選定手続の再開について

真鶴港については、令和6年4月から県が直接管理を行なっているが、令和7年4月から指定管理者による管理運営とするため、指定管理者の選定手続を再開することとしたので報告する。

1 経緯

令和6年度以降の真鶴港の指定管理者については、真鶴町（以下「町」という。）を指定管理者候補として非公募で選定手続を進めてきた。しかしながら、令和5年8月時点で、リコールの是非を問う住民投票が行われることになるなど、町政の先行きが不透明な状況であったことから、令和6年4月以降、町の執行体制が安定するまでの当面の間、真鶴港の管理を県が直接行うこととし、指定管理者の選定手続を中断している。

2 選定手続の再開

町から、令和6年5月20日付け文書により、執行体制が整ったので、令和7年4月からの真鶴港の管理を行いたく、手続の再開をお願いしたいとの意向が示された。県は、町の体制は再び管理を任せられる状況と判断し、指定管理者の選定手続を再開することとした。

(1) 選定手続

令和5年3月及び6月の建設・企業常任委員会で報告した、町を指定管理者候補として非公募とすることや、外部評価委員会委員（案）、指定管理者の選定基準（案）といった決定事項を引き継ぎ、手続を再開する。

(2) 指定期間

町が令和7年4月からの管理を希望していることや、今後の審査や県議会の議決などに一定の期間を要することから、指定期間の始期は令和7年4月1日とする。また、終期は、令和5年3月の建設・企業常任委員会で報告した令和11年3月31日とし、指定期間は4年間とする。

3 今後の予定

- 令和6年7月～ 町からの申請書類受付
令和6年10月～ 外部評価委員会等による候補者選定
令和6年11月 第3回県議会定例会（後半）に、指定管理者の指定議案を提出
令和7年4月 指定管理者による管理運営開始

(参考) これまでの経緯

- 令和5年3月1日 建設・企業常任委員会に次の内容を報告
- ・ 町を指定管理者候補として非公募とする
 - ・ 指定期間は令和6年4月1日～令和11年3月31日の5年間とする
 - ・ 外部評価委員会委員（案）
- 令和5年6月30日 建設・企業常任委員会に次の内容を報告
- ・ 指定管理者の選定基準（案）
- 令和5年8月29日 県から町に次の内容の通知文を発出
- ・ 令和6年4月以降、町の執行体制が安定するまでの当面の間、県が真鶴港を直接管理する
- 令和5年9月28日 建設・企業常任委員会に次の内容を報告
- ・ 令和6年4月以降、町の執行体制が安定するまでの当面の間、真鶴港の管理を県が直接行う
 - ・ 町の執行体制が安定し、真鶴港の管理を再び任せられると判断できれば、指定管理者の選定手続を再開する予定である
- 令和6年5月21日 町から次の内容の文書を受領
- ・ 現在は執行体制が整っており、令和7年4月からの真鶴港の管理に当たって、指定管理者の選定手続の再開をお願いする

IV 盛土規制法の運用開始に伴う取組について

1 盛土規制法の概要

(1) 経緯

令和3年7月に発生した静岡県熱海市での土石流災害を受け、国は、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するため、「宅地造成等規制法」を抜本的に改正し、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法）を令和5年5月に施行した。

(2) 法改正の主なポイント

ア 都道府県等が盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域（宅地造成等工事規制区域^{※1}、特定盛土等規制区域^{※2}）として指定

※1 宅地造成等工事規制区域：都市計画区域及び都市計画区域外の集落等

※2 特定盛土等規制区域：宅地造成等工事規制区域以外の区域で、盛土等の崩落に伴う災害により人家等に危害を生ずるおそれがある溪流等

イ 規制区域内で行われる盛土等は、都道府県知事等の許可等が必要

ウ 特定盛土等規制区域の規制対象規模等は、条例で規制強化が可能

エ 土地所有者等は、規制区域内の盛土等が行われた土地を安全な状態に維持する責務を負うことを明確化

オ 罰則が抑止力として十分機能するよう、命令違反等に対する懲役刑や罰金刑を高い水準に強化

2 盛土規制法の運用開始に向けた取組

県は、次のことについて、宅地造成等規制法の経過措置が終了する令和7年5月までに取り組む。

(1) 規制区域の指定

盛土規制法に基づく基礎調査を実施し、関係市町村長の意見聴取等を経て、規制区域を指定する。

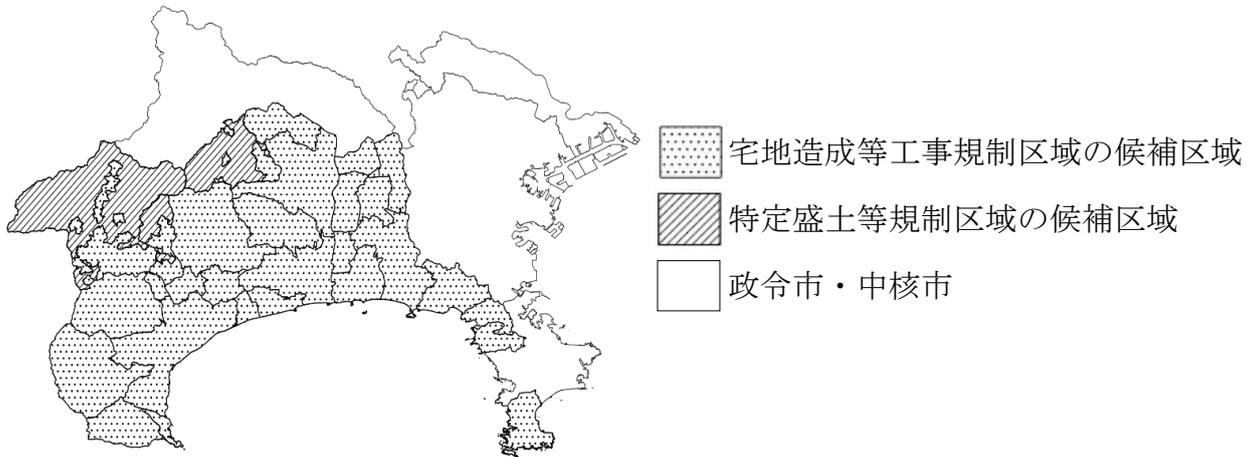
(2) 条例の制定等

本県の実情を踏まえた規制強化等、盛土規制法の運用開始に必要な事項を定める条例の制定や、盛土規制法と重複する規定を持つ土砂条例等の既存条例の改正又は廃止を行う。

3 現在の取組状況

(1) 規制区域の指定

令和5年度に県所管全域（政令市・中核市を除く29市町村）の基礎調査を実施し、令和6年4月25日に調査結果である規制区域の候補区域を公表するとともに、関係市町村長に通知した。



(2) 条例の制定等

ア 宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（仮称）の制定

本県の特定盛土等規制区域の候補区域は、道路網が整備されていることから、宅地造成等工事規制区域よりも規制が緩いと、土砂の搬入が集中するおそれがあることや、関係町村の意向、有識者の意見を踏まえ、特定盛土等規制区域の規制を強化する。

また、国の考え方を参考に、盛土規制法の許可申請手数料等を定める。

◆盛土規制法の規制対象規模

土地の形質変更	宅地造成等 工事規制区域	特定盛土等 規制区域
①盛土の崖高	1 m超	2 m超
②切土の崖高	2 m超	5 m超
③盛土と切土同時の場合の崖高（①②以外）	2 m超	5 m超
④崖を生じない場合の盛土高（①③以外）	2 m超	5 m超
⑤盛土又は切土の土地面積（①～④以外）	500m ² 超	3000m ² 超
⑥最大時の堆積高さ（土石の堆積）	2 m超かつ 300m ² 超	5 m超かつ 1500m ² 超
⑦最大時の堆積面積（土石の堆積）	500m ² 超	3000m ² 超

↓
宅地造成等工事規制区域の規制対象規模と同等に強化

- イ 神奈川県土砂の適正処理に関する条例の改正
盛土規制法と規制内容が重複する規定（土砂埋立行為の許可制度、土砂搬入禁止区域）を整理する。
- ウ 土採取規制条例の改正
盛土規制法と規制内容が重複する規定（許可を受けて行う土の採取等）を整理する。
- エ 神奈川県宅地造成等規制法関係手数料条例の廃止
宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（仮称）の施行に伴い不要となるため、廃止する。
- オ 収入証紙に関する条例の改正
神奈川県宅地造成等規制法関係手数料条例（手数料条例）の廃止に伴い、不要となる規定を削除する。
- カ 事務処理の特例に関する条例の改正
盛土規制法の運用開始に伴い、市町村に対する権限の移譲に関して、必要な改正を行う。

4 今後の予定

- | | |
|----------|--|
| 令和6年7月～ | 関係市町村長の意見聴取 |
| 令和6年9月 | 第3回県議会定例会（前半）に、宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（仮称）制定案、神奈川県土砂の適正処理に関する条例及び土採取規制条例改正案並びに神奈川県宅地造成等規制法関係手数料条例の廃止を提案 |
| 令和6年11月 | 第3回県議会定例会（後半）に、収入証紙に関する条例及び事務処理の特例に関する条例改正案を提案 |
| 令和7年5月まで | 規制区域の指定の告示及び上記条例の施行 |